

身体的拘束等適正化のための指針

平成 30 年 1 月 30 日 改訂

1. 身体的拘束等適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束等は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束等をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急でやむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

<介護保険指定基準において身体拘束の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で空けることのできない居室等に隔離する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体的拘束等を行わないケアの提供をする事が原則である。しかし、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束等を行うことがある。

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体的拘束等適正化の基本方針

(1) 身体的拘束等の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合

本人又は他の利用者の生命や身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、身体的拘束等適正化検討委員会にて十分に検討を行い、身体的拘束等による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。

また、身体的拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するべく努力をする。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体的拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」と考え、拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

3. 身体的拘束等適正化に向けた体制

(1) 身体的拘束等適正化検討委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けて身体的拘束等適正化検討委員会を設置する。

① 設置目的

- ・施設内での身体的拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 構成員と役割

- ア) 施設長
- イ) 生活相談員
- ウ) 主任看護職員又は看護職員
- エ) 介護支援専門員
- オ) 管理栄養士
- カ) 主任介護職員又は副主任介護職員、介護職員

③ 開催時期

- ・ 3ヶ月に1回開催する。
- ・ 拘束を実施し、経過観察中の場合は、最低1ヶ月に1回開催し、経過確認と拘束の見直しを行う。

4. 身体的拘束等適正化のための各職種の役割

身体的拘束等適正化のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(1) 施設長

- ① 身体的拘束等適正化委員会の総括管理
- ② ケア現場における諸課題の総括責任

(2) 生活相談員、介護支援専門員

- ① 身体的拘束等適正化のための職員教育
- ② 医療機関、家族との連絡調整
- ③ 家族の意向に添ったケアの確立
- ④ 施設のハード、ソフト面の充実
- ⑤ チームケアの確立
- ⑥ 記録の整備

(3) 主任看護職員又は看護職員

- ① 医師との連携
- ② 施設における医療行為の範囲の整備
- ③ 重度化する利用者の状態観察
- ④ 記録の整備

(4) 管理栄養士

- ① 経鼻・経管栄養からの経口への取り組みとマネジメント
- ② 利用者の状態に応じた食事の工夫
- ③ 記録の整備

(5) 主任介護職員又は副主任介護職員、介護職員

- ① 拘束がもたらす弊害の認識
- ② 利用者の尊厳の理解
- ③ 利用者の疾病、障がい等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状態の把握と基本的ケア
- ⑤ 利用者とのコミュニケーション
- ⑥ 記録の整備

5. 身体的拘束等を行う場合の報告・対応等手順

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 身体的拘束等適正化検討委員会の開催

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束等適正化検討委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や、拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束等を行うことを選択する前に、①切迫性、②非代替性、③一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて検討し、確認する。

要件を検討・確認をした上で、身体的拘束等を行うことを選択した場合には、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体的拘束等の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族と同意した内容と方向性、利用者の状態等の確認説明を行い、同意を得た上で継続する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務づけられており、専用の様式を用いてその態様及び時間、日々の心身の状態等の観察、やむを得なかった理由などを記録する。身体的拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3)の記録をもとに再検討の結果、身体的拘束等を継続する必要性がなくなった場合には、速やかに解除する。その場合には、身元引受人等に報告する。

6. 身体的拘束等適正化のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体的拘束等適正化と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

(1) 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施

(2) 新任者に対する身体的拘束等適正化のための研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

(1) この指針については、法人のホームページ等に掲載し公表する。

(2) 各事業の身体的拘束等の状況及び個別の状況については、利用者及び家族関係者からの求めに応じ、当法人情報公開規程に基づき閲覧することができるものとする。